

木更津市自転車駐車場 指定管理者候補者選定評価表【〇〇〇〇株式会社】

【標準例】

選 定 基 準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	配点	採点(○で囲む)					採点の参考とする事項等
			a	b	c	d	e	
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか	10 点	10	8	5	2	0	・事業計画書
	(2) 利用者の平等な利用の確保について	10 点	10	8	5	2	0	
	小 計		20 点	点				
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について	4 点	4	3	2	1	0	・事業計画書 ・収支計画書
	(2) 利用者に対するサービスの向上について	5 点	5	4	3	2	0	
	(3) 利用促進、利用者増への取組みについて	4 点	4	3	2	1	0	
	(4) その他新規、魅力的な提案の有無について	4 点	4	3	2	1	0	
	(5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて	5 点	5	4	3	2	0	
	(6) 施設管理の安全性への配慮について	4 点	4	3	2	1	0	
	(7) 事業計画の実現可能性について	4 点	4	3	2	1	0	
	(8) 指定管理料の相対的評価について	40 点	点					別の計算による 中間点(20点)
	小 計		70 点	点				
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について	5 点	5	4	3	2	0	・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書
	(2) 類似施設等の管理運営実績等について	5 点	5	4	3	2	0	
	(3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等	5 点	5	4	3	2	0	
	(4) 団体の安定性、継続性について	10 点	10	8	5	2	0	
	(5) 団体の運営の透明性、公正性について	5 点	5	4	3	2	0	
	(6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について	5 点	5	4	3	2	0	
	(7) 収支計画の実現可能性について	5 点	5	4	3	2	0	
	小 計		40 点	点				
4 その他別に定める基準 (指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	10 点	10	8	5	2	0	・事業計画書
	小 計		10 点	点				
合 計 点 数		140 点	点					

※採点基準 【a】優秀である(高度の能力を有している) 【b】満足できる(十分な能力を有している) 【c】平均的である 【d】物足りなさを感じる(能力が若干乏しい) 【e】劣っている(まかせることが不安である)

※総合計点に、市内事業者等の参入機会増大のための加点(別の計算による)を行い、最終的な点数とします(指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)。

木更津市自転車駐車場 指定管理者候補者選定評価表【〇〇〇〇株式会社】

【簡易型】

選 定 基 準 (条例規定事項)	審査(評価)基準	採点 (○で囲む)	採点の参考と する事項等
1 事業計画に基づく管理により、公の施設における利用者の平等な利用の確保に配慮されたものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設運営の理念、姿勢について ・申請団体の経営理念は、利用の平等性の観点から適切か ・施設の設置目的と提案された運営方針が合致しているか (2) 利用者の平等な利用の確保について	可・否	・事業計画書
2 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること (指定手続等に関する条例第4条第1項第1号)	(1) 施設の設置目的との適合性について (2) 利用者に対するサービスの向上について (3) 利用促進、利用者増への取組みについて (4) その他新規、魅力的な提案の有無について (5) 施設の効率的運営、効率化への取組みについて (6) 施設管理の安全性への配慮について (7) 事業計画の実現可能性について	可・否	・事業計画書 ・収支計画書
3 申請団体が公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の能力を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続等に関する条例第4条第1項第2号)	(1) 施設管理への意欲、熱意について (2) 類似施設等の管理運営実績等について (3) 安定的な運営が可能となる人的能力(管理運営方式)について ・職員構成、職員数、職員採用、確保の方策、職員の研修(育成)体制等 (4) 団体の安定性、継続性について (5) 団体の運営の透明性、公正性について (6) 収入、支出の積算と管理計画の整合性について (7) 収支計画の実現可能性について	可・否	・団体の経営状況を説明する書類 ・団体の組織及び概要を記載した書類 ・事業計画書 ・収支計画書
4 その他別に定める基準 (指定手続等に関する条例第4条第1項第3号)	(1) 社会的弱者への対応について	可・否	・事業計画書
総 合 評 価		可・否	

※採点基準 【可】優秀である(高度の能力を有している)、又は満足できる(十分な能力を有している)、又は平均的である場合
【否】物足りなさを感じる(能力が若干乏しい)、又は劣っている(まかせることが不安である)場合